

別表第1（第3条関係）

補助事業名	耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助
補助事業の目的	御船町に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための耐震改修設計及び耐震改修工事を併せて行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、町長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅 （補助対象住宅）	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他町長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 御船町内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの 3 昭和56年5月31日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面により平成28年熊本地震により災害が確認できるもの ア 災害対策基本法に基づき災証明書の写し イ 罹災報告書（熊本県戸建て木造住宅耐震改修等促進事業実施要領別記第1号様式） 4 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、町長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について承諾が得られていること。 5 この要綱又は他の要綱に基づく耐震改修設計への補助金の交付を過去に受けたことがないもの
補助事業の対象となる経費 （補助対象経費）	補助対象住宅の耐震改修設計（耐震改修工事の計画策定に伴う耐震診断に要する費用及び耐震改修工事費の見積り作成に要する費用を含む。）及び耐震改修工事に要する費用（これらを一括して申請する場合に限る。耐震改修工事に要する費用には工事監理に要する費用を含まない。） ただし、改修前の上部構造評点が1.0以上である旨の資料が提出された場合は、耐震改修工事に要する費用は対象外とする。
補助率	耐震改修工事に要する費用の5分の4以内 ただし、耐震改修工事に要する費用を本事業の対象としない場合は、耐震改修設計に要する費用の3分の2以内
補助金の額	耐震改修工事に要する費用に補助率を乗じて得た額又は100万円のいずれか低い方の額 ただし、耐震改修工事に要する費用を本事業の対象としない場合は、耐震改修設計に要する費用に補助率を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い方の額
その他の事項	1 耐震改修設計は、設計者が行うものであること 2 耐震改修工事を行う場合は、設計者が実施した耐震改修設計に基づくもの 3 耐震改修工事を行う場合は、その結果、地震に対して安全な構造となるもの 4 耐震改修工事を行う場合は、工事監理者が工事監理するもの 5 附則（平成29年8月8日施行）第1条第2項及び同条第3項の規定（遡及適用）は、本事業は適用しない。

別表第2（第3条関係）

補助事業名	耐震改修設計費補助
補助事業の目的	御船町に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が耐震性向上のために耐震改修設計を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、町長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅 （補助対象住宅）	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他町長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 御船町内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの 3 昭和56年5月31日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面により平成28年熊本地震により被災したことが確認できるもの ア 災害対策基本法に基づき災証明書の写し イ 罹災報告書（熊本県戸建て木造住宅耐震改修等促進事業実施要領別記第1号様式）
補助事業の対象となる経費 （補助対象経費）	補助対象住宅の耐震改修設計に要する費用 （耐震改修工事の計画策定に伴う耐震診断に要する費用及び耐震改修工事費の見積り作成に要する費用も含む。）
補助率	3分の2以内
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い方の額
その他の事項	1 耐震改修設計は、設計者が実施するものであること 2 耐震改修計画が、地震に対して安全な計画となっていること

別表第3（第3条関係）

補助事業名	耐震改修工事費補助
補助事業の目的	御船町に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための耐震改修工事を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、町長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅 （補助対象住宅）	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他町長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 御船町内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの 3 昭和56年5月31日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面により平成28年熊本地震により被災したことが確認できるもの ア 災害対策基本法に基づき災証明書の写し イ 罹災報告書（熊本県戸建て木造住宅耐震改修等促進事業実施要領別記第1号様式） 4 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 5 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、町長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について承諾が得られていること。
補助事業の対象となる経費 （補助対象経費）	補助対象住宅の耐震改修工事に要する費用 （工事監理に要する費用も含む。）
補助率	2分の1以内
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は60万円のいずれか低い方の額
その他の事項	1 設計者が実施した耐震改修設計に基づくもの 2 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となるもの 3 工事監理者が工事監理するもの（ただし、この要綱施行日以前に着手した事業については、工事監理者が工事監理するもの又は耐震改修設計に基づき工事を実施したことを建築士が証明するもの）

別表第4（第3条関係）

補助事業名	建替え設計費及び建替え工事費の一括補助
補助事業の目的	益城町に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための建替え設計及び建替え工事を併せて行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、町長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅 （補助対象住宅）	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他町長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） <ol style="list-style-type: none"> 1 益城町内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの 3 昭和56年5月31日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面により平成28年熊本地震により罹災したことが確認できるもの <ol style="list-style-type: none"> ア 災害対策基本法に基づき災証明書の写し イ 罹災報告書（熊本県戸建て木造住宅耐震改修等促進事業実施要領別記第1号様式） 4 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給対象でないもの 5 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 6 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、町長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について承諾が得られていること
補助事業の対象となる経費 （補助対象経費）	補助対象住宅の建替え設計（建替え工事費の見積り作成に要する費用及び建替え工事監理に要する費用を含む）及び建替え工事に要する費用 （少なくとも建替え工事に要する費用を含む場合に限る。建替え工事に要する費用には工事監理に要する費用を含まない。）
補助率	5分の4以内
補助金の額	建替え工事に要する費用に補助率を乗じて得た額又は100万円のいずれか低い方の額
その他の事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 建替えの結果、地震に対して安全な構造となるもの 2 工事監理者が工事監理するもの 3 本要綱又は他の要綱に基づく耐震改修設計への補助金の交付を過去に受けていないもの 4 附則（平成29年8月24日施行）第1条第2

	<p>項及び同条第3項の規定（遡及適用）は、本事業には適用しない。</p>
--	---------------------------------------

別表第5（第3条関係）

補助事業名	建替え工事費補助
補助事業の目的	御船町に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための建替え工事を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、町長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅 （補助対象住宅）	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他町長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 御船町内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの 3 昭和56年5月31日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面により平成28年熊本地震により被災したことが確認できるもの ア 災害対策基本法に基づき災証明書の写し イ 罹災報告書（熊本県戸建て木造住宅耐震改修等促進事業実施要領別記第1号様式） 4 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給対象でないもの 5 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 6 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、町長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について承諾が得られていること
補助事業の対象となる経費 （補助対象経費）	補助対象住宅の建替え工事に要する費用 （工事監理に要する費用を含まない。）
補助率	5分の4以内 ただし、次に掲げる場合は、23%以内 1 この要綱又は他の要綱に基づく耐震改修設計への補助金の交付を過去に受けている場合 2 附則（平成29年8月8日施行）第1条第2項又は同条第3項を適用する場合（遡及適用の場合）
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は100万円のいずれか低い方の額 ただし、上記補助率の右欄ただし書きの場合は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は60万円のいずれか低い方の額
その他の事項	1 建替えの結果、地震に対して安全な構造となるもの 2 工事監理者が工事監理するもの（ただし、この要綱施行日以前に着手した事業については、工事監理者が工事監理するもの又は建築基準法に適合することを建築士が証明するもの）

別表第 6 (第 3 条 関係)

補助事業名	耐震シェルター工事費補助
補助事業の目的	御船町に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が耐震シェルター工事を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、町長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他町長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 御船町内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が 3 以下のもの 3 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面により平成 28 年熊本地震により被災したことが確認できるもの ア 災害対策基本法に基づき災証明書の写し イ 罹災報告書（熊本県戸建て木造住宅耐震改修等促進事業実施要領別記第 1 号様式） 4 昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工したものについては、次のいずれかに該当するもの ア 災害対策基本法に基づく住家の被害認定において、「全壊」又は「大規模半壊」と認定されたもの イ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 5 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、町長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について承諾が得られていること 6 この要綱に基づく、耐震改修又は建替えに係る補助金の交付を受けていないもの
補助事業の対象となる経費 (補助対象経費)	補助対象住宅の耐震シェルター工事に要する費用
補助率	2 分の 1 以内
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は 20 万円のいずれか低い方の額
その他の事項	この要綱第 2 条第 9 号に規定する耐震シェルターであること